

第28号議案

建物明渡し等の請求に関する民事訴訟の提起について

1 経過

区内産業支援施設の使用料を長期間滞納し、再三の支払督促にもかかわらず支払を行わなかった使用者に対し、区は条例に基づく使用許可の取り消しならびに建物明け渡し請求を通告したが、当該使用者による建物の占有が継続している。

2 区の対応

当該使用者に対し、建物の明け渡しと滞納使用料等の支払い並びに民事訴訟法（平成8年法律第109号）第259条第1項の規定に基づく仮執行の宣言を求める訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議案を提出する。

3 その他

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。